

講習会等学術活動における 新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

11月に入り、全国的に新型コロナウイルスの感染拡大第3波が到来し、Go-Toキャンペーンの一時停止など、政府、自治体による感染拡大の抑制措置が講じられています。

本協会においても、公益団体として社会的責任を果たすため、講習会等を実施する場合は、このガイドラインを参考に、運営スタッフ、参加者の感染予防に留意してください。

<留意事項>

- ① 講習会の開催に当たっては、政府、地域自治体（都道府県及び市区町村）の発する感染予防対策ガイドラインを遵守し、いわゆる3密対策を充分講じること。
- ② 政府、地域自治体（都道府県及び市区町村）のイベント開催ガイドラインを遵守し、適正に参加人数の制限を行うこと。
- ③ 運営スタッフ、参加者は、全員マスクを着用すること。
- ④ 発熱、体調不良の者は、参加を認めないこと。
- ⑤ 手指消毒液を、会場に用意すること。
- ⑥ 会場が密にならないよう、換気に努めること。
- ⑦ 開催案内に、感染予防対策を実施する旨、明記する。
- ⑧ 主催者は、万一、感染者が発生した場合に備え、参加者の氏名、連絡先などを明記した参加者名簿を作成し、講習会終了後、3週間程度、保持すること。

※ 感染者発生の際は、保健所などの行政当局の指示を仰ぎ、協力すること。

※ 同時に協会本部（会長、学術局長）へ報告すること。

以上

令和2年11月27日
学術局長 小川嗣人